

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号。以下「法」という。）第三十六条の四第一項の規定による登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成二十二年五月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 試験の日時

平成二十二年八月十七日（火）午前十時三十分から午後四時まで

二 試験の場所

広島県立総合体育館（広島市中区基町四番一号）

三 試験科目

- 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- 2 人体の働きと医薬品
- 3 主な医薬品とその作用
- 4 薬事に関する法規と制度
- 5 医薬品の適正使用と安全対策

四 受験手続

1 受験申請書の請求先

広島県健康福祉局保健医療部薬務課（〒七三〇―八五二一 広島市中区基町一〇番五二号）又は最寄りの広島県各保健所（保健所支所を含む。）

郵送等で請求する場合は、封筒の表に「登録販売者試験受験申請書請求」と朱書きし、百二十円切手（二枚までの受験申請書請求の場合）を貼付したあて先明記の返信用封筒（日本工業規格A列4の用紙が入る大きさのもの）を同封すること。

三枚以上の受験申請書を請求する場合は、事前に切手の料金を問い合わせること。

2 受験申請書の受付期間

平成二十二年五月三十一日（月）から平成二十二年六月十一日（金）まで（受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分まで）。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

郵送等の場合は、平成二十二年六月十一日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

3 受験申請書の提出先

広島県健康福祉局保健医療部薬務課（〒七三〇―八五二一 広島市中区基町一〇番五二号）又は最寄りの広島県各保健所（保健所支所を含む。）

郵送によって提出する場合は、簡易書留によることとし、封筒の表に「登録販売者試験受験申請書在中」と朱書きすること。

4 提出書類

- (一) 受験申請書（五十円切手をはって、あて先を明記したもの）
- (二) 写真（受験申請書提出前六か月以内に撮影した正面・無帽・上半身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルで、裏面に氏名を記載したもの）

(三) 薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「規則」という。）第五百五十九条の五第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する者にあつては、卒業証明書又は卒業証書の写し（原本確認を受けること。）

なお、郵送する場合には、卒業証明書（原本）を提出すること。

(四) 規則第五百五十九条の五第二項第四号に該当する者にあつては、卒業証明書又は卒業証書の写し（原本確認を受けること。）及び薬事法施行細則（昭和三十九年広島県規則第七十一号。以下「細則」という。）第四条第二項に規定する実務経験（見込）証明書（一年の実務経験〔見込みを含む。〕）

なお、郵送する場合には、卒業証明書（原本）及び実務経験（見込）証明書を提出すること。

(五) 規則第五百五十九条の五第二項第五号に該当する者（前記(三)及び(四)に掲げる者以外のもの）にあつては、細則第四条第二項に規定する実務経験（見込）証明書（四年の実務経験〔見込みを含む。〕）

(六) 前記(四)又は(五)に掲げる者で、他県での実務経験証明書を提出する場合は、その施設の法に基づく許可に係る許可証の写し又は当該許可を受けていたことを証する書面

五 受験手数料

一万五千元

この手数料は、一万五千元に相当する額の広島県収入証紙を受験申請書の所定欄に貼付して納めること。

広島県収入証紙には、消印をしないこと。

なお、納付された受験手数料は、返還しない。

六 受験票の交付

受験票は、平成二十二年七月下旬までに、本人に直接送付する。

七 合格者の発表

平成二十二年九月二十九日（水）に、合格者の受験番号を広島県庁及び広島県各保健所（保健所支所を含む。）前の掲示板に掲示して行うほか、広島県のホームページに掲載する。また、合格者には合格書を交付する。

八 問い合わせ先

この試験についての問い合わせは、広島県健康福祉局保健医療部薬務課（電話「〇八二」五一一―三三三三「ダイヤルイン」）又は最寄りの広島県各保健所（保健所支所を含む。）に行うこと。

郵便による問い合わせは、八十円切手を貼付したあて先明記の返信用定形封筒を同封した封書により行うこと。